

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和3年10月19日（火）

（案件名）

- ・ 令和3年度における当せん金付証票の発売許可について
（バレンタインジャンボ・バレンタインジャンボミニ）（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課
五月女理事官（23394）

●地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）

（当せん金付証券の発売）

第三十二条 都道府県並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市は、当分の間、公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業の財源に充てるため必要があるときは、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）の定めるところにより、当せん金付証券を発売することができる。

●当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）（抄）

（都道府県等の当せん金付証券の発売）

第四条 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三十二条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業（次項及び第六条第三項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めたときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証券を発売することができる。

- 2 前項の許可を受けようとする都道府県及び特定市は、第七条第一項に掲げる事項及び当せん金付証券の発売により調達する資金を財源とする公共事業等の計画を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。
- 3 総務大臣は、第一項の規定による市の指定及び同項の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（当せん金付証券の当せん金品の限度）

第五条

- 2 一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の五十万倍に相当する額を超えてはならない。ただし、総務大臣が当せん金付証券に関する世論の動向等を勘案して指定する当せん金付証券については、一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の二百五十万倍（総務大臣の指定する当せん金付証券が加算型当せん金付証券である場合で加算金のあるときにあつては、五百万倍）に相当する額を超えない範囲の額とすることができる。

令和3年度における当せん金付証票の発売許可について

令 和 3 年 10 月
自 治 財 政 局 地 方 債 課

1 発売計画額及び発売回数

(単位:百万円)

団 体 名	年間計画額 ①	既許可額 ②	今回許可額 ③	許可額総計 ④(②+③)	計画残額 ⑤(①-④)
全国自治宝くじ事務協議会	888,831	843,831	45,000	888,831	0
ドリームジャンボ	54,000	54,000	0	54,000	0
ドリームジャンボ	36,000	36,000	0	36,000	0
ドリームジャンボミニ	18,000	18,000	0	18,000	0
サマージャンボ	90,000	90,000	0	90,000	0
サマージャンボ	69,000	69,000	0	69,000	0
サマージャンボミニ	21,000	21,000	0	21,000	0
ハロウィンジャンボ	48,000	48,000	0	48,000	0
ハロウィンジャンボ	33,000	33,000	0	33,000	0
ハロウィンジャンボミニ	15,000	15,000	0	15,000	0
年 末 ジャンボ	177,000	177,000	0	177,000	0
年 末 ジャンボ	132,000	132,000	0	132,000	0
年 末ジャンボミニ	45,000	45,000	0	45,000	0
バレンタインジャンボ	45,000	0	45,000	45,000	0
バレンタインジャンボ	30,000	0	30,000	30,000	0
バレンタインジャンボミニ	15,000	0	15,000	15,000	0
通 常 く じ	49,450	49,450	0	49,450	0
数字選択式宝くじ (ナンバーズ)	92,014	92,014	0	92,014	0
数字選択式宝くじ (ミニロト)	28,881	28,881	0	28,881	0
数字選択式宝くじ (ロト 6)	154,256	154,256	0	154,256	0
数字選択式宝くじ (ロト 7)	134,636	134,636	0	134,636	0
数字選択式宝くじ (ビンゴ 5)	13,062	13,062	0	13,062	0
インターネット専用くじ	2,532	2,532	0	2,532	0
東 京 都	10,600	10,600	0	10,600	0
関東・中部・東北 自治宝くじ事務協議会	40,000	40,000	0	40,000	0
近畿宝くじ事務協議会	12,300	12,300	0	12,300	0
西日本宝くじ事務協議会	17,900	17,900	0	17,900	0
栃 木 県	10,500	10,500	0	10,500	0
合 計	980,131	935,131	45,000	980,131	0

2 当せん金付証票法第5条第2項ただし書により総務大臣が指定する宝くじの概要

発売団体	回 数	発売予定額 (百万円)	最高賞金額 (百万円)	証票金額 (円)	発売期間等	倍数 (万)
全国自治宝くじ事務協議会	第912回	30,000	200	300	バレンタインジャンボ R4.2.2~R4.3.4	66.7

令和3年度バレンタインジャンボ・ミニの発売に係る総務大臣許可について

<許可する宝くじの概要>

- 【名称】 第912回全国自治宝くじ（バレンタインジャンボ）、第913回全国自治宝くじ（バレンタインジャンボミニ）
- 【発売期間】 令和4年2月2日（水）～令和4年3月4日（金） 【抽選日】 令和4年3月11日（金）
- 【発売計画額】 バレンタインジャンボ：300億円（R2発売計画額：300億円、R2発売実績額：230億円）
バレンタインジャンボミニ：150億円（R2発売計画額：180億円、R2発売実績額：82億円）
- 【証票金額】 300円 【1等・前後賞賞金】 バレンタインジャンボ：3億円、バレンタインジャンボミニ：3,000万円

<参考>バレンタインジャンボ・バレンタインジャンボミニの賞金体系

<令和3年度>

等級	当せん金（円）	当せん本数（本）
1等	200,000,000	1
前後賞	50,000,000	2
組違い賞	100,000	99
2等	10,000,000	3
3等	1,000,000	60
4等	50,000	1,000
5等	10,000	40,000
6等	3,000	100,000
7等	300	1,000,000
合計		1,141,165

ジャンボ

3

<令和2年度>

等級	当せん金（円）	当せん本数（本）
1等	200,000,000	1
前後賞	50,000,000	2
組違い賞	100,000	99
2等	10,000,000	3
3等	1,000,000	50
4等	50,000	3,000
5等	10,000	30,000
6等	3,000	100,000
7等	300	1,000,000
合計		1,133,155

100万円以上 の当せん本数	66本（1ユニット当たり）
1万円以上 の当せん本数	660本（10ユニット総計）
	41,165本（1ユニット当たり）
	411,650本（10ユニット総計）

等級	当せん金（円）	当せん本数（本）
1等	20,000,000	5
前後賞	5,000,000	10
2等	1,000,000	100
3等	50,000	2,000
4等	10,000	40,000
5等	3,000	100,000
6等	300	1,000,000
合計		1,152,115

ミニ

100万円以上 の当せん本数	115本（1ユニット当たり）
1万円以上 の当せん本数	575本（5ユニット総計）
	42,115本（1ユニット当たり）
	210,575本（5ユニット総計）

○ 100万円以上の本数 1,235本

[ジャンボ] 66本×10ユニット + [ミニ] 115本×5ユニット

○ 1万円以上の本数 622,225本

[ジャンボ] 41,165本×10ユニット + [ミニ] 42,115本×5ユニット

計

○ 100万円以上の本数 650本

[ジャンボ] 56本×10ユニット + [ミニ] 15本×6ユニット

○ 1万円以上の本数 595,640本

[ジャンボ] 33,155本×10ユニット + [ミニ] 44,015本×6ユニット